

◆ 信用保証料の差引計算について ◆

この度、中小企業の皆様へのサービス向上・一時的な負担軽減のため、平成29年4月1日から信用保証料徴収についての取扱いを下記のとおり一部変更致しますので、お知らせ致します。

🔊 信用保証料差引計算の導入

同時完済の保証条件を付した保証について、一定の条件を満たした場合に、完済する保証の「返戻保証料」を新規に保証する「信用保証料」から差し引いた額をお支払いただく方法に変更します。

なお、変更に伴い、融資実行日を「融資予定日以降、7営業日以内」とする保証条件を付けさせていただきます。

※ 平成29年4月1日以降保証決定分より適用となります。

差引計算の留意点

- 差引計算の対象は「同時完済」条件の保証のみで「事前完済」については対象となりません。
- 完済する保証の返戻保証料は、新規保証の「融資予定日」を完済日とみなして計算します。
そのため、信用保証依頼書の融資予定日欄は必ずご記入ください。
- 差引計算対象となった返戻保証料の情報については、信用保証決定のお知らせ（お客様用）及び信用保証料送金のご依頼に記載されますので、ご確認ください。
- 融資実行日が融資予定日から変わる場合、保証期間が変わる可能性がありますので従来と同様にご注意ください。

■ 以下に該当するもの等は、差引計算の対象となりません。

- 新規保証の保証料が分割徴収の場合
- 新規保証の保証料額が返戻する保証料額よりも少ない場合
- 新規保証が複数口の場合
- 新規保証の返済方法が不均等の場合
- 新規保証及び被回収保証のいずれかが連帯債務の場合

その他に条件によっては対象外となる場合があります。

横浜の中小企業の「明日」を身近でサポート